

資料

令和 7 年第 3 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 3 4 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案	1
議案第 3 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 職員の育児休業等に関する条例の一部改正案 (附則改正) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案 (附則第 3 項関係)	3 6
議案第 3 6 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について 藤井寺市手数料条例の一部改正案 (附則改正) 市税条例の一部改正案 (附則第 2 項関係)	7 9
議案第 3 7 号	藤井寺市印鑑条例の一部改正について 藤井寺市印鑑条例の一部改正案	10

議案第34号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第13条の6第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第13条の5第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第13条の5 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第13条の6</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p><u>第13条の7</u> （略）</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第13条の5</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p><u>第13条の6</u> （略）</p>

議案第35号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>
<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
<p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、</p>	<p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時</p>

改正後	改正前
<p>かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 7時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情</u></p>	<p>間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減給して支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が<u>部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減給して支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第20条 <u>第12条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>（給与の減額） 第14条（略） 2 職員が<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> 3・4（略）</p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与） 第16条 <u>育児休業法第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</u></p>	<p>（給与の減額） 第14条（略） 2 職員が<u>部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> 3・4（略）</p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与） 第16条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</u></p>

議案第36号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係				別表（第2条関係） 5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係			
(略)				(略)			
(1) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査				(1) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
(略)				(略)			
(2) 第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査				(2) 第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
(略)				(略)			
カ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。		1件	58,000円	(略)			
(3) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43		1件	32,000円	カ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。		1件	58,000円

改正後			改正前		
号) 第25条の4第2項に規定する認定の申請に対する審査			(3) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する認定の申請に対する審査	1件	31,000円
(4) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する認定の申請に対する審査	1件	24,000円	(4) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する認定の申請に対する審査	1件	32,000円
(5) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件	1,300円	(5) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する認定の申請に対する審査	1件	24,000円
			(6) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件	1,300円
12 その他			12 その他		
(略)			(略)		
(3) 租税公課に関する証明書の交付	1件	300円	(3) 租税公課に関する証明書の交付	1件	300円
(4) 土地、建物その他の資産に関する証明書の交付	1件	300円	(4) 家屋の滅失に関する証明書の交付	1棟	300円
(5) 土地その他市の管理に属する公共施設又は市域に関する境界明示	1筆	1,000円 ただし、土地1筆を増すごとに500円を加算する。	(5) 土地その他市の管理に属する公共施設又は市域に関する境界明示	1筆	1,000円 ただし、土地1筆を増すごとに500円を加算する。
(略)			(略)		

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
 （附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第9条 法第20条の10に規定する納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、<u>藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）</u>の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第76条の2 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、<u>藤井寺市手数料条例</u>の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第9条 法第20条の10に規定する納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、<u>1件につき300円とする</u>。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第76条の2 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、<u>1件につき300円とする</u>。</p> <p>2 （略）</p>

議案第37号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

○藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>男女の別</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による証明は、電子計算機又は複写機により作成して交付するものとする。この場合において、当該証明書には、第6条第1項第3号から<u>第6号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による証明は、電子計算機又は複写機により作成して交付するものとする。この場合において、当該証明書には、第6条第1項第3号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

